

令和7年9月24日

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会

会長 竹内 和良 殿

厚生労働事務次官 伊原 和人

厚生労働省名義の使用の許可について

令和7年9月2日付全薬協発第8号で申請のあった厚生労働省名義の使用については、下記の事項を条件として、許可します。

記

1. 厚生労働省名義の種類は、「後援」とすること。
2. 貴殿は、厚生労働省名義の使用の許可に係る事項を変更しようとするときは、その申請をしなければならないこと。
3. 貴殿は、事業報告書及び収支決算書を厚生労働省医薬局総務課に提出しなければならないこと。
4. 厚生労働省医薬局総務課は、貴殿の行為が厚生労働省名義の使用の許可の趣旨に反すると認めたときは、貴殿に対し、その是正を勧告することができること。
5. 厚生労働省医薬局総務課は、貴殿が4の勧告に従わないときは、厚生労働省名義の使用の許可を取り消すことができること。